

高野山大学大学院文学研究科課程博士論文提出の手続

(全体の流れ)

- 後期課程 1 年次 4 月 「研究計画書」(4,000字)を、指導教員による通覧を経て、提出する。
2 月 「研究成果報告書」(20,000字)を提出し、第 1 年次の研究指導を受ける。
- 後期課程 2 年次 2 月 「研究成果報告書」(20,000字)を提出し、第 2 年次の研究指導を受ける。
- 後期課程 3 年次 4 月 「資格申請書」(8,000字)を提出し、審査に合格すれば「課程博士論文提出資格」を得る。
11 月 「課程博士論文」(120,000字)を提出。

(説明)

I . 第 1 年次 研究計画書

博士後期課程全体を通じての研究の主題・修士論文までの研究実績の関連性・研究の具体的計画を年度をおったかたちで 4,000字程度の分量にまとめて説明し、第 1 年次の 4 月末までに、指導教員の通覧を経た上で、提出する。研究計画書の内容は次の項目を必ず含むものとする。

- (1) 研究の主題
- (2) 現在までの研究状況
- (3) 今後の進展の見通し
- (4) 自己の研究の国内外における位置づけ

執筆にあたっては実際にどのような論文を書こうとしているのか、どのように研究を進めるのか、その研究によりどのような点が明らかにされるのかが具体的にわかるよう、明瞭に記述しなければならない。

指導教員は、研究計画書の内容について検討し、不備と認められた場合に補足・変更を求める。

提出後にやむを得ず主題変更・修正を行う必要が出てきた際は、ただちに指導教員に届け出ること。

高野山大学大学院文学研究科課程博士論文提出の手続

II . 第 1・2 年次 研究成果報告書

- (1) 当初の研究計画書に沿った、独立の学術論文としての実質をそなえたものを、第 1・2 年次末の 2 月に提出する。20,000字程度の分量のものを基準にする。査読を経て学会誌に掲載された論文を利用してもかまわないが、体裁分量は基準に沿うものとする。

- (2) 指導教員は、(1)の研究成果報告書に対して第 1・2 年次末に研究指導を行う。

第2年次末の研究成果報告書の内容が不備と認められた場合には書直しを求め、改めて研究指導を行うことにより、第3年次4月末における「課程博士論文提出資格申請書」提出に向けての適切な助言を与えることが望まれる。

Ⅲ．第3年次 課程博士論文提出資格申請書（以下、「資格申請書」）

課程博士論文提出予定者は、第3年次の4月末迄に、「資格申請書」（8,000字程度）を提出する。但し、提出にあたっては、査読付論文2本以上の業績があること。

第2年次末の研究成果報告書を、研究指導の認定（捺印）を指導教員に受けた上で、「資格申請書」に添付すること。また、「資格申請書」は、課程博士論文を実際に完成できるか否か判断できるだけの内容をそなえたものでなければならない。その際、以下の各項目は必ず含んでいなければならない。

- （1）論文の進行状況と今後の作業の見通し
- （2）論文全体の章・節および見出しを含む詳細な目次
- （3）各章・節の内容についての要旨
- （4）国内外における関連領域の研究進捗状況と自らの研究の独自性及び位置

本申請書提出後、別に定める「課程博士論文提出資格審査手続き」にしたがって、資格審査委員会（当該申請者の指導教員は委員に含まない）が審査を行う。

大学院委員会での審査結果についての審議を経て承認されれば、「課程博士論文提出資格」を与える。「課程博士論文提出資格」は博士課程在籍期間中に限り有効である。

「資格申請書」が資格審査委員会の審査もしくは大学院委員会の審議の結果不承認となったときは、次回の提出時期に、第4年次以降第6年次までの在籍期間中に限り、再申請することができる。

「資格申請書」の最終提出期限は博士課程退学以前とする。かりに提出されないまま退学した場合、以後の課程博士論文の提出資格は認めない。後期課程の修了要件である12単位を取得している場合、単位取得退学扱いとする。

Ⅳ．論文

第3年次の11月末日（学年暦に明示された日）までに、申請に必要な書類（学位申請書1通、論文目録3通）を学務課教務係で受け取り、必要事項を記載の上、学位論文3通、履歴書3通、論文内容要旨3通と共に誤りのないよう提出すること。

課程博士論文の提出期限は、論文提出資格を保有する最終年度の11月の定められた時期とする。

博士論文の提出枚数は、400字詰め原稿用紙300枚以上（120,000字）とする。（2012.3.3大学院委員会）

ただし、まえがき、あとがき、目次、略号表、参考文献表はこの枚数には含まれない。

翻刻、校訂テキスト、翻訳、図表、写真、調査資料の類も同様であり、副論文として別冊で提出するものとする。

第3年次で論文を提出せず退学する者は、学務課教務係で単位取得の確認を行い、「単位取得退学願」を提出すること。

Ⅴ．論文審査

課程博士論文受理後、大学院委員会で選ばれた委員3名（内1名は指導教員）により論文審査を開始する。原則として、受理の後3ヵ月以内に、審査・試問を終了するものとする。

VI . 博士後期課程第3年次において論文を完成できない場合

(a) 第3年次4月末までに「資格申請書」を完成・提出できなかった場合、

(b) 同年次11月に論文を提出できなかった場合、

上記(a)、(b)のような場合、「資格申請書」および課程博士論文提出の機会は、在籍中に限り、それ以後の1年ごとに与えられる。いずれの場合であれ、その旨をただちに指導教員に届け出ること。

博士後期課程在籍の第4年次目からは、授業料を半額とする。課程博士候補者のための「特殊演習」授業の受講を、指導教員との相談の許で、継続しなければならない。

備考

この手続きの適用は、平成24年度以降の博士課程進学・入学の大学院生とする。

なお、留学を事由とする休学者の論文提出資格については、1996年10月29日付「課程博士論文提出までの指導体制と資格審査について」を参考とする。